

V 学校防災計画

I 学校災害対策組織

1) 本部長 学校長

- ① 災害発生又はその恐れがある時、および市教委から警備防災について指示があった時は、災害対策本部を設置する。
- ② 本部は校長室に置く。校長室が使用不可能な場合は、本部の場所を他に設置する。
- ③ 本部は、学校長・副校長・事務職員・職員若干名（防災安全部等）をもって組織する。

2) 副本部長 副校長

- ① 副本部長は、本部長を補佐し、本部長不在の際は代行する。
- ② 本部長の指示及び必要に応じ、消防署（892-0119） 特別支援教育課（671-3958） 区災害対策本部（894-8312）等に連絡し、一切の記録をとる。

3) 組織表

